

神戸市農業集落排水処理施設
維持管理業務

入 札 説 明 書

神戸市

目次

1 公告	1
2 入札に付する事項	1
(1) 発注者	1
(2) 委託業務名	1
(3) 履行場所	1
(4) 委託業務内容	1
(5) 委託期間・業務実施期間	1
(6) 入札方式	1
3 契約までのスケジュール	2
4 入札参加資格	2
5 入札及び契約に関する事務を担当する部局	3
(1) 入札に関する事務を担当する部局	3
(2) 契約に関する事務を担当する部局	3
6 入札説明書の取扱い	4
(1) 入札説明書等の公表	4
(2) その他の資料、回答書等の取扱い	4
(3) 市が提示する資料等の利用	4
7 入札説明書等を示す場所	4
8 入札説明書等に関する質問・回答	4
9 入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出（技術提案に関する要件を除く）	5
(1) 提出期間	5
(2) 提出場所	5
(3) 提出方法	5
(4) 提出部数	5
(5) 提出資料等	5
(6) その他	6
10 入札参加資格の確認（技術提案に関する要件を除く）	6
(1) 確認手続	6
(2) 入札参加資格確認結果の通知	6
(3) 理由の説明の請求	6
11 現場確認	6
(1) 申込期間	7
(2) 現場確認及び資料閲覧期間	7
12 技術提案書	7
(1) 技術提案書の提出	7
(2) ヒアリングの実施	8
(3) 技術提案書の評価	8
(4) 入札参加資格（技術提案に関する要件）の確認	8
13 入札手続等	9

(1)	入札書等の交付	9
(2)	入札の日時及び場所	9
(3)	開札の日時及び場所	9
(4)	入札及び開札の方法等	9
(5)	入札保証金	9
(6)	入札に関する条件	9
(7)	無効とする入札	10
(8)	入札の取消し等及びこれに伴う損害の負担に関する事項	10
1 4	契約の締結	10
1 5	その他の注意事項	10

神戸市農業集落排水処理施設維持管理業務（以下「本委託」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令（神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月神戸市規則第 120 号。以下「規則」という。）その他の条例規則を含む。）に定めるものの他、この入札説明書によるものとする。

1 公告

令和 5 年 10 月 2 日

2 入札に付する事項

(1) 発注者

神戸市長

(2) 委託業務名

神戸市農業集落排水処理施設維持管理業務

(3) 履行場所

農業集落排水処理施設

ア 処理場（25 ヶ所）及びマンホールポンプ（213 ヶ所）

イ 管路（延長約 252km）

(4) 委託業務内容

本委託の内容を以下に示す。なお、詳細は要求水準書のとおり。

ア 施設等の運転及び維持管理業務

イ 物品その他の調達及び管理業務

ウ 業務履行に付随する業務

エ 使用料徴収業務

(5) 委託期間・業務実施期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(6) 入札方式

本委託は、受託者の選定にあたって一般に公募するとともに、応募者の中から、一定の資格要件を審査し、入札参加者を絞り込んだうえで入札により価格評価を行う条件付一般競争入札を採用する。

3 契約までのスケジュール

契約までの主なスケジュール（予定）を以下に示す。

時 期	内 容
令和5年10月2日（月）	入札公告及び入札説明書等の公表
令和5年10月2日（月） ～10月16日（月）	入札参加資格に関する質問書提出期間
令和5年10月27日（金）	入札参加資格に関する質問回答
令和5年10月31日（火） ～11月7日（火）	入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出期間
令和5年11月17日（金）	入札参加資格（技術提案に関する要件を除く。）確認結果の通知
令和5年11月20日（月） ～11月22日（水）	現場確認・資料閲覧申込期間
令和5年11月27日（月） ～12月4日（月）	現場確認・資料閲覧期間
令和5年11月27日（月） ～12月5日（火）	その他全般に関する質問書提出期間
令和5年12月18日（月）	その他全般に関する質問回答
令和5年12月19日（火） ～12月25日（月）	技術提案書の提出期間
令和6年1月頃	技術提案書に関する選定委員会への概要説明
令和6年1月30日（火）	入札参加資格（技術提案に関する要件）確認結果の通知
令和6年2月8日（木）	入札・落札者の決定、契約
令和6年4月1日（月）	業務開始

4 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものに限り、本委託に係る入札への参加資格を有するものとする。ただし、(2)及び(3)については、入札参加者の構成に応じていずれかの要件を適用する。

(1) 入札参加者の構成等

- ア 単独企業または共同企業体であること。
- イ 共同企業体は、入札参加資格審査申請書等の提出時に代表企業及び構成企業の企業名について明らかにすること。
- ウ 共同企業体である場合、入札参加資格審査申請書等の提出後、代表企業及び構成企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情があると本市が認めた場合に限り認めるものとする。
- エ 単独企業及び共同企業体の構成企業は、本件入札において他の共同企業体の構成企業になることはできない。

(2) 単独企業の場合に必要な資格要件

- ア 令和4・5年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。

なお、上記資格を有しない者も、当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができるが、当該入札に参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければならないものとする。

- イ 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から入札の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ウ 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から入札の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- エ 法令上許可・認可等を必要とする場合にあっては、その許可・認可等を受けていること。
- オ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税等を滞納していないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表構成員として、もしくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- キ 浄化槽汚泥の収集・運搬の許可を神戸市長より受けていること。
- ク 下記いずれかの業務実績を有していること。
 - (ア) 過去15年以内に、浄化槽法上の浄化槽（地方公共団体が所有するものに限る）において、維持管理業務の元請け事業者、あるいは元請共同企業体の代表構成員としての実績が入札日において1年以上あること。
 - (イ) 過去15年以内に、活性汚泥法を行っている下水処理場（ただし、当該処理方式で下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）の事業認可を受けている終末処理場に限る。）において、維持管理業務の元請け事業者、あるいは元請共同企業体の代表構成員としての実績が入札日において1年以上あること。

(3) 共同企業体の場合に必要とする資格要件

- ア 結成方法は自主結成とする。
- イ 構成員の数は5社までとする。
- ウ 代表企業は、出資比率が構成員中最大であること。
- エ 各構成員は、上記(2)アからカを満たすこと。
- オ 構成員のいずれかは、上記(2)キを満たすこと。
- カ 構成員のいずれかは、上記(2)クを満たすこと。

5 入札及び契約に関する事務を担当する部局

(1) 入札に関する事務を担当する部局

郵便番号 650-8570 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階
神戸市経済観光局農政計画課 電話番号 (078) 984-0374

(2) 契約に関する事務を担当する部局

郵便番号 650-8570 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階

6 入札説明書の取扱い

(1) 入札説明書等の公表

本委託における入札説明書は、神戸市ホームページ内の「ホーム > 事業者の方へ > 入札・事業者募集 > 事業者募集（委託業務など）」において公表する。

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>

なお、併せて次の資料も公開するが、これらは、この入札説明書と一体をなすものであり、今後、神戸市（以下「市」という。）及び入札参加希望者は、この入札説明書及び次の資料（以下「入札説明書等」という。）の内容を前提として、この入札手続を進めることになるので、その内容を十分に確認すること。

- ア 神戸市農業集落排水処理施設維持管理業務 要求水準書
- イ 神戸市農業集落排水処理施設維持管理業務 受託者選定基準
- ウ 神戸市農業集落排水処理施設維持管理業務 様式集
- エ 神戸市農業集落排水処理施設維持管理業務 委託契約書（案）

(2) その他の資料、回答書等の取扱い

入札説明書等に定めるもののほか、入札参加資格の審査の申請受付後、入札日までに入札参加資格の審査の申請者に提示しなければならない事項が生じた場合には、入札参加資格の審査の申請者に対する通知等により提示する。

市が提示する資料、入札説明書等に関する質問の回答書等は、入札説明書と一体をなすものとして取扱う。

(3) 市が提示する資料等の利用

入札説明書など市が提示する資料は、入札以外の目的で使用することを禁じる。

7 入札説明書等を示す場所

前記5 (1)に同じ。なお、前記6 (1)にも掲載する。

8 入札説明書等に関する質問・回答

(1) この入札説明書等に関する質問を以下の要領で受け付ける。

ア 質問事項及び受付期間

- (ア) 入札参加資格に関する質問 … 令和5年10月2日（月）から
10月16日（月）17時まで
- (イ) その他全般に関する事項の質問 … 令和5年11月27日（月）から
12月5日（火）17時まで

イ 提出先 経済観光局農政計画課

ウ 提出様式 様式第1号によること。

エ 提出方法 電子メール

(ア) 宛先メールアドレス : nousyu@office.city.kobe.lg.jp

(イ) 件名

上記ア(ア)は「質問書（入札参加資格に関する事項）（企業名）」

上記ア(イ)は「質問書（その他全般に関する事項）（企業名）」

(2) 回答は、前記6 (1)のホームページに掲載する。掲載予定日は以下のとおり。

ア 上記(1)ア(ア)の質問への回答 令和5年10月27日（金）

イ 上記(1)ア(イ)の質問への回答 令和5年12月18日（月）

9 入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出（技術提案に関する要件を除く）

本業務の入札参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和5年10月31日（火）から令和5年11月7日（火）までとする。

(2) 提出場所

前記5(1)に同じ。

(3) 提出方法

入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料を提出場所へ持参すること。

ただし、受付は神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。

(4) 提出部数

2部とする。ただし、(5)サ及びシは下記に指定のとおり。

(5) 提出資料等

下記の資料を提出すること。様式の指定がないものは任意様式とする。

共同企業体である場合は、下記、イからキは、すべての構成員分を提出すること。

ア 入札参加資格審査申請書（様式第2号）

イ 会社概要

ウ 役員名簿

エ 業務経歴書

オ 資本関係・人的関係調書（様式第3号）

カ 直近3年間の貸借対照表及び損益計算書

キ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の各納税証明書（直近の3年分）
滞納がないことが証明できる納税証明書によること。

ク 浄化槽汚泥の収集・運搬の許可を神戸市長より受けていることを証明する書面（写）

ケ 実績調書（様式第4号）

入札参加資格があることが判断できる受託実績を記載すること。

コ 実績調書の内容が確認できる書類

契約書等の写しによること。

サ 入札参加資格審査通知返信用封筒

提出部数は、1部とする（長3号（120mm×235mm）の封筒に、返信先を記載し、94円切手を貼りつけたもの）。

シ（共同企業体である場合のみ）維持管理業務共同企業体協定書（様式第5号）

提出部数は、構成員の数に1を加えて得た数とする。なお、当該協定書のうち、構成員の数に相当する部数については、提出時に確認のうえ返却する。

ス（共同企業体である場合のみ）委任状（様式第6号）

(6) その他

ア 書類の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、本委託に関する入札参加資格を有するとの認定を取り消し、また、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

10 入札参加資格の確認（技術提案に関する要件を除く）

(1) 確認手続

提出された入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料を審査し、前記9(1)に定める入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日（確認基準日）をもって、入札参加資格を確認する。

(2) 入札参加資格確認結果の通知

ア 令和5年11月17日（金）までに、入札参加資格の審査の申請者（共同企業体である場合は代表企業）へ電子メール及び書面により通知する。

イ 入札参加資格がないと認定された者には、その書面に理由を付する。

ウ 入札参加資格を得られた者には、要求水準書別紙資料を配付する。

(3) 理由の説明の請求

入札参加資格がないと認定された者は、次により神戸市長に対してその理由について、書面（様式は任意）を持参し、説明を求められることができる（郵送又は電送によるものは受け付けない）。

ア 請求の書面の提出期間

上記(2)の通知を受けた日の翌日から起算して7日（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）以内に提出すること。

ただし、受付は神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。

イ 請求の書面の提出場所

前記5(1)に同じ。

ウ 回答

説明を求めた者に対し、その請求を受けた日の翌日から起算して7日（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）以内に書面により回答する。

11 現場確認

前記10に示す入札参加資格（技術提案に関する要件を除く）確認結果の通知後、入札参加資

格を得られた者のうち現場確認を希望する者は、現場確認申込書（様式第7号）に必要事項を記入し、前記5(1)まで持参又は8(1)エの宛先へ電子メールで送付し、事前予約を行うこと。現場確認の実施場所、日時等は、希望者に対して個別に通知する。なお、現場確認は、本市が選定した1地区（処理場、マンホールポンプ、管路）について実施することを想定している。

(1) 申込期間

令和5年11月20日（月）から令和5年11月22日（水）までとする。

(2) 現場確認及び資料閲覧期間

令和5年11月27日（月）から令和5年12月4日（月）までとする（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）。

閲覧に供する資料は以下に掲げるものとし、これらの資料の貸し出しは行わないものとする。

- ア 完成図書
- イ 点検結果表
- ウ 管理年報

1.2 技術提案書

(1) 技術提案書の提出

前記1.0に示す入札参加資格（技術提案に関する要件を除く）確認結果通知を受領した入札参加者は、下記により技術提案書を提出すること。なお、技術提案書は別紙技術提案書様式に従うものとする。

ア 提出書類

(ア) 技術提案書

- (イ) 入札参加資格（技術提案に関する要件）確認結果通知返信用封筒（長3号（120mm×235mm）の封筒に、返信先を記載し、94円切手を貼りつけたもの）

イ 作成要領及び提出部数

技術提案書の作成要領及び提出部数等は様式集の「技術提案書作成要領」によること。返信用封筒の提出部数は1部とする。

ウ 提出期間

令和5年12月19日（火）から令和5年12月25日（月）までとする。

エ 提出場所

前記5(1)に同じ。

オ 提出方法

提出場所へ持参すること。

ただし、受付は神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。

カ その他留意事項

(ア) 費用負担

技術提案書の作成にかかる費用はすべて提出者の負担とする。

(イ) 著作権

提出者からこの入札説明書等に基づき提出される技術提案書等の書類の著作権は、提出者に帰属する。ただし、市は本業務の範囲内で必要と認める場合には、これらの書類を無償で使用できる。また、これらの書類等は非公開とする。

(ウ) 提出書類の取扱い

提出された技術提案書については変更できないものとし、また一切返却しない。ただし、審査に影響を与えないと市が判断する軽微な誤記等がある場合は、市が指定する期日までに適切に訂正するものとする。

(エ) 提示資料等の取扱い

市が提示する資料等については、技術提案書作成にかかる検討以外の目的での使用を禁じる。

(オ) 技術提案書の無効に関する事項

次のいずれかに該当する技術提案書は無効とする。

- ・ 同一事項に対し2通り以上提出された場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 著しく信義に反する行為があった場合

(2) ヒアリングの実施

ア 必要に応じて、提案者ごとに技術提案書に関するヒアリングを実施する。なお実施する場合、ヒアリングの日時及び場所は追って通知する。

イ ヒアリング実施の際、提案者側の出席者は、技術提案書の内容を十分に理解し説明できる者とし、複数でも可とするが、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

(3) 技術提案書の評価

技術提案書に関する評価は「受託者選定基準」に示す。

(4) 入札参加資格（技術提案に関する要件）の確認

ア 確認手続（提案者による概要説明）

提案者ごとに選定委員会へ技術提案書の概要を説明し、技術提案に関する要件について入札参加資格を確認する。概要説明の日程（令和6年1月頃）及び場所は追って通知する。

イ 入札参加資格（技術提案に関する要件）確認結果の通知

(ア) 令和6年1月30日（火）までに、電子メール及び書面により通知する。

(イ) 入札参加資格がないと認定された者には、その書面に理由を付する。

ウ 理由の説明の請求

入札参加資格がないと認定された者は、次により神戸市長に対してその理由について、書面（様式は任意）を持参し、説明を求めることができる（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。

(ア) 請求の書面の提出期間

上記イの通知を受けた日の翌日から起算して7日（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）以内。

ただし、受付は神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。

(イ) 請求の書面の提出場所

前記5(1)に同じ。

(ウ) 回答

説明を求めた者に対し、その請求を受けた日の翌日から起算して7日（神戸市の休日を定

める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）以内に書面により回答する。

1.3 入札手続等

(1) 入札書等の交付

入札書及び入札用封筒については、前記1.2(4)による入札参加資格（技術提案に関する要件）の確認結果通知に併せて交付する。

(2) 入札の日時及び場所

ア 方法

(ア) 所定の入札用封筒に入札書（様式第8号、様式第9号）を入れ、封緘のうえ、持参すること。

(イ) 代理人による入札の場合は、入札書と併せて委任状（様式第10号）を提出すること。

イ 日時

令和6年2月8日（木） 午前10時

ウ 場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号三宮ビル東館3階 経済観光局中会議室

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年2月8日（木） 午前10時10分

イ 場所 入札の場所に同じ

(4) 入札及び開札の方法等

ア 入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

イ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなかった場合は、当初の入札において予定価格を超過した価格をもって入札した者のみを対象として、開札場所において再入札を行う。

エ 再入札によっても、予定価格の制限の範囲内の入札がなかった場合は、不調打切とする。

オ 不調打切となった場合、再入札における入札価格の低い者から随意契約の協議を行う。

(5) 入札保証金

規則第7条第2号の規定により免除とする。

(6) 入札に関する条件

ア 不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

イ 入札金額のうち、修繕費については、委託期間において36,000千円（税抜）（各年度12,000千円）を計上すること。なお、修繕費は、委託契約書に則り、各年度の修繕業務の履行状況に応じて精算する。

ウ 落札決定にあたっては、提示された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(7) 無効とする入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- イ 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- ウ 入札書に記名及び押印がないとき。
- エ 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- オ 代理人による入札（入札書の記名が代理人名）の場合において、委任状を提出しないとき。
- カ 入札者及びその代理人が他の入札の代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- キ 入札者の資格のない者が入札したとき。
- ク 本市から交付された入札書以外の入札書で入札したとき。
- ケ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入、又は筆記具による記載に代わるシール貼付等があったとき。
- コ 入札金額を0円で記載したとき。
- サ 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- シ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

(8) 入札の取消し等及びこれに伴う損害の負担に関する事項

不正その他の理由により、競争の実益がないと認めるときは、入札の執行を取り消すことがあり、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

1.4 契約の締結

- (1) 市は、落札者決定後、委託業務の契約を締結する。
- (2) 受託者は、神戸市と協議しながら、令和6年4月1日から円滑に業務を行うことができるように、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担すること。

1.5 その他の注意事項

- (1) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

入札参加者（共同企業体である場合はすべての構成企業が対象）と資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者（共同企業体である場合は他の入札参加者の構成企業）でないこと。「資本関係又は人的関係のある者」とは次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。これに該当する者のした入札は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア)一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

i. 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ii. 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

iii. 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

iv. 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

(イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 入札にあたって談合行為等を行い契約を締結したことが判明した場合は、別紙契約書の規定に基づき、契約を解除し、違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することができる。

(3) この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達調査委員会へ苦情の申出をすることができる。

(4) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、地方自治法等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、市民の信頼を失うことのないよう努めること。

(5) 入札金額の表示はアラビア数字を用いること。

(6) 入札を希望しない場合には、入札辞退届（様式第 11 号）を提出して入札を辞退することができる。

(7) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

(8) 入札参加資格の審査の申請者数及び入札参加資格の審査の申請者名は、入札執行後まで公表しない。